産業保健看護専門家制度継続登録者について

	規程・細則	登録者から移行	専門家から移行	上級専門家から移行
定義	規程 2条 7項・8項	この規程において「産業保健看護専門家制度継続登録者（保健師・看護師）」以下（継続登録者（保健師・看護師）という。）とは、名簿に登録して10年を経過した登録者（保健師・看護師）又は専門家（保健師・看護師）若しくは上級専門家（保健師・看護師）のうち継続登録者（保健師・看護師）として名簿に登録することを希望した者に対して、学会が認定し、名簿に登録した（保健師・看護師を）いう		
登録資格	規程 8条	登録者として登録後10年経過した者	希望した者	
登録手続き	細則 15条	産業保健看護専門家制度名簿登録申請書（様式第 17 号）に、別に定める登録手数料の振込控の写しを添付して、理事長に申請		
登録証の交付	細則 16条	・継続登録者の登録時には、登録者として取得した第8条第2項から第5項に定める各要件※）について、更新前に取得した内容を引き継ぐことができる。		
有効期間	細則 18条	登録証に記載される登録日から起算して5年を経過する日を含む月末まで		
継続登録者の更新	細則 22条	・継続研修を20単位履修していること 20単位のうち、専門研修16単位、実地研修4単位とし、専門研修16単位のうち産業看護総論については2単位、その他の単位は14単位取得すること ・登録者として取得した第8条第2項から第5に定める各要件※）及び継続登録者として取得した第8条第3項から第5項に定める各要件について、更新前に取得した内容を引き継ぐことができる		
有効期間延長・更新猶予	細則 25条	更新猶予期間中は継続登録者と称することはできない		

※）細則8条２～5項とは専門家認定試験の受験資格に必要な基礎研修や実務実績をさす

産業保健看護専門家制度継続登録者から元の資格への復帰・昇格要件

復帰・昇格	実務経験・実践活動	継続教育	研究（学会発表・論文）	学会活動	社会貢献
産業保健看護専門家制度継続登録者(産業保健看護上級専門家)→上級専門家に復帰 **・申請前5年間に【上級専門家および産業保健看護専門家制度継続登録者(産業保健看護上級専門家)として】、右記の活動を行っていること** ・右記の各活動に関する様式類を提出できること ・本制度登録後、日本産業衛生学会の正会員資格を継続していること（会費未納や学生会員への会員種別変更が　無いこと） ＊については必須項目 ▲については、研究もしくは社会貢献のいずれかを満たすこと　を選択することができる	産業保健看護に係る実務経験もしくは実践活動が合わせて5年あること＊ （更新猶予期間がある場合は更新猶予期間中及び更新後の産業保健看護に係る実務経験もしくは実践活動が合わせて5年あること）	以下のとおり継続研修を20単位履修していること＊ ↓ 20単位のうち、専門研修16単位、実地研修4単位とし、専門研修16単位のうち産業看護総論については2単位、その他の単位は14単位取得すること	以下を満たす論文等が1本以上あり、筆頭著者もしくは第一発表者であること▲ ↓ 産業保健看護に係る十分な研究の実績があり、その成果が学会・協議会等で発表されており(※1)、申請様式とともに抄録・論文の写し（抄録集やホームページに掲載された形式のもの）を提出すること	学会出席(※2)が8ポイント以上あること＊ ↓ 申請様式とともに参加証・受講証等の写しを提出すること	産業保健看護に係る社会貢献（特に登録者・継続登録者の指導及び学会への貢献）を行っていること(※3) ▲ ↓ 申請様式とともに委嘱状等の写しを提出すること
産業保健看護専門家制度継続登録者(産業保健看護専門家)→専門家に復帰 **・申請前5年間に【専門家および産業保健看護専門家制度継続登録者(産業保健看護専門家)として】、右記の活動を行っていること** ・右記の各活動状況に関する様式類を提出できること ・本制度登録後、日本産業衛生学会の正会員資格を継続 していること（会費未納や学生会員への会員種別変更が　無いこと）	産業保健看護に係る実務経験もしくは実践活動が合わせて5年あること （更新猶予期間がある場合は、更新猶予期間中及び更新後の産業保健看護に係る実務経験もしくは実践活動が合わせて5年あること）	以下のとおり継続研修を20単位履修していること ↓ 20単位のうち専門研修16単位、実地研修4単位とし、専門研修16単位のうち産業看護総論については2単位、その他の単位は14単位取得すること	以下を満たす論文等が1本以上あり、筆頭著者もしくは第一発表者であること ↓ 産業保健看護に係る研究の実績があり、その成果が学会・協議会等で発表されており(※1)、申請様式とともに抄録・論文の写し（抄録集やホームページに掲載された形式のもの）を提出すること	学会出席(※2)が5ポイント以上あること ↓ 申請様式とともに参加証・受講証等の写しを提出すること	産業保健看護に係る社会貢献を行っていること(※3) ↓ 申請様式とともに委嘱状等の写しを提出すること
産業保健看護専門家制度継続登録者(産業保健看護専門家制度登録者)→専門家認定試験を受験 **・申請前10年間に【登録者および産業保健看護専門家制度継続登録者(産業保健専門家制度登録者)として）、右記の活動を行っていること** ・本制度登録後、日本産業衛生学会の正会員資格を継続していること（会費未納や学生会員への会員種別変更が無いこと） ・受験要件を満たしていることを指導契約を結んでいる上級専門家が認めていること（旧登録産業看護師制度からの移行者は不要 ） 【試験方法】 課題に対する回答作成、グループディスカッション、個人面接、口頭試問	保健師は保健師免許を、看護師は看護師免許を取得後、産業保健看護に係る実務経験が5年以上あること	登録者として登録後、以下のとおり基礎研修を50単位履修していること（旧登録産業看護師制度からの移行者は不要） ↓ 50単位のうち専門研修40単位、実地研修10単位とし、様式第2号-1に定められている単位数を全て取得すること	登録者として登録後、以下を満たす論文等が1本以上あり、筆頭著者もしくは第一発表者であること ↓ 産業保健看護に係る研究の実績があり、その成果が学会・協議会等で発表されており(※1)、申請様式とともに抄録・論文の写し（抄録集やホームページに掲載された形式のもの）を提出すること	登録者として登録後、学会出席(※2)が5ポイント以上あること ↓ 申請様式とともに参加証・受講証等の写しを提出すること	登録者として登録後、産業保健看護に係る社会貢献を行っていること(※3) ↓ 申請様式とともに委嘱状等の写しを提出すること

産業保健看護専門家制度継続登録者の更新要件

5年ごとに更新	実務経験・実践活動	継続教育	研究（学会発表・論文）	学会活動	社会貢献
産業保健看護専門家制度継続登録者(産業保健看護上級専門家) **・申請前5年間に【上級専門家および産業保健看護専門家制度継続登録者(産業保健看護上級専門家)として】、右記の活動を行っていること** ・右記の各活動に関する様式類を提出できること ・本制度登録後、日本産業衛生学会の正会員資格を継続していること（会費未納や学生会員への会員種別変更が　無いこと）	ー	以下のとおり継続研修を20単位履修していること ↓ 20単位のうち、専門研修16単位、実地研修4単位とし、専門研修16単位のうち産業看護総論については2単位、その他の単位は14単位取得すること	ー	ー	ー
産業保健看護専門家制度継続登録者(産業保健看護専門家) **・申請前5年間に【専門家および産業保健看護専門家制度継続登録者(産業保健看護専門家)として】、右記の活動を行っていること** ・右記の各活動状況に関する様式類を提出できること ・本制度登録後、日本産業衛生学会の正会員資格を継続 していること（会費未納や学生会員への会員種別変更が　無いこと）					
産業保健看護専門家制度継続登録者(産業保健看護専門家制度登録者) **・申請前５年間に【登録者および産業保健看護専門家制度継続登録者(産業保健専門家制度登録者)として）、右記の活動を行っていること** ・右記の各活動状況に関する各様式を提出できること ・本制度登録後、日本産業衛生学会の正会員資格を継続していること（会費未納や学生会員への会員種別変更が無いこと）					

※１　研究（学会発表・論文：抄録集・論文掲載誌の写しを提出）

（１）発表・投稿先について

・日本産業衛生学会（総会）、全国協議会、各地方会学会、各部会主催の学術集会のいずれかにおける発表実績であること

・産業衛生学雑誌、Journal of Occupational Health 又 はEnvironmental and Occupational Health Practiceにおける発表実績であること

・日本産業衛生学会ホームページにおけるGPS:Good Practice Samplesの発表実績であること

ただし、経過措置として以下も認める

【2021年2月28日以前に投稿・発表したものについて】

投稿・発表した学会を問わないが、専門家として登録後に投稿・発表したもの（かつ産業保健看護に係るものであること）で、第1発表者として1演題（もしくは論文）以上の発表実績であること

（２）（１）の他に認める要件について

以下の実績も要件として認める

【認められる実績】

日本産業衛生学会（総会）、全国協議会、各地方会学会、各部会主催の学術集会のいずれかにおける<u>シンポジウム・講演での発表実績</u>（抄録集の写しを提出）

※２　学会出席：ポイントについて

【２ポイント該当】

日本産業衛生学会（総会）　日本産業衛生学会全国協議会

【１ポイント該当】

日本産業衛生学会各地方会学会　日本産業衛生学会各部会主催学術集会　※ 例会は非該当

※３　社会貢献について

「社会貢献の考え方」に記載のとおり